

表14 堆肥・植栽基盤材

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	<ol style="list-style-type: none"> <li>刈草、未利用木材（剪定木、間伐材を含む。以下同じ）、樹皮、家畜ふん、家禽ふん等を原料として製造した堆肥を対象とする。</li> <li>再生資源を原料とした植栽基盤材の資材を対象とする。</li> </ol>
② 品質・性能	<ol style="list-style-type: none"> <li>堆肥 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく特殊肥料の届出（法第22条）又は普通肥料の登録（法第7条）をしているもので、以下のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>全国バーク堆肥工業会基準</li> <li>NPO法人 日本バーク堆肥協会基準(H25)</li> <li>一般社団法人日本造園建設業協会の「みどりのリサイクル」のうちチップ及び堆肥の特記仕様書に記載されている堆肥の品質基準</li> <li>その他肥料成分が規格化されていること</li> </ol> </li> <li>植栽基盤材 植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないもの。 含有する土壌改良材については、国土交通省公園緑地工事共通仕様書第5節植栽基盤工の材料に定める以下の規格に適合するもの。 <ol style="list-style-type: none"> <li>それぞれの本来の粒状・粉状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないもの。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないもの。</li> <li>無機質土壌改良材については、不純物を含まないもの。</li> <li>有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。</li> <li>有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないもの。</li> <li>有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス又はピートを主としたもので、有害物が混入していないもの。</li> <li>有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないもの。</li> <li>針葉樹皮改良材、バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないもの。</li> </ol> </li> </ol>
③ 再生資源の含有率	<ol style="list-style-type: none"> <li>堆肥に関しては、刈草、未利用木材、樹皮、家畜ふん、家禽ふんその他有機質再生資源を、原料として100%使用していること。</li> <li>植栽基盤材については再生資源を製品の質量比で50%以上使用していること。ただし、上記のいずれの場合も、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</li> </ol>
④ 環境に対する安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</li> <li>肥料の品質の確保等に関する法律に基づく『普通肥料』の登録をしているもの以外においては、刈草、未利用木材、樹皮、以外の再生資源を用いる場合は、原則として製品が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。 なお、未利用木材であっても木くずを用いる場合は上記基準に適合すること。</li> </ol>
⑤ 品質管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</li> <li>環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</li> <li>病虫害の拡散を防止するため、枯損・腐朽・虫穴等のある未利用木材については目視等により適切に排除されること。</li> </ol>
⑥ 環境負荷	<ol style="list-style-type: none"> <li>再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。</li> <li>製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表14-1に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。</li> </ol>

**別表14-1 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目**

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階でエネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>(無機質の植栽基盤材については、以下の項目についても報告のこと)</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---